

## 2023 年度教育実習予定の学生の皆さんへ

2023 年度に教育実習を希望する学生について、2022 年 4 月 12 日（火）、13 日（水）に予備申請ガイダンスを行います。今回はガイダンス実施前に準備すべきこと等について下記のとおりお知らせしますので、必ず確認をしてください。

### 記

#### 1 教育実習を希望する学校への連絡について

教育実習校の確保については予備申請ガイダンスで説明しますが、大学から教育実習先の紹介等を行っていないため、自身で教育実習を希望する学校に連絡をし、内諾を得る必要があります。例年、予備申請ガイダンス前に翌年度の教育実習申込期間が開始している実習先もあるため、ガイダンスの開催前に実習を希望する学校の HP 等を確認してください。2023 年度教育実習の申込期間が開始している場合は、早期に受入れの照会を締め切る学校もあるため、可能な限り早急に教務課教職担当にご相談の上、担当職員の確認を受けてから実習希望校にご連絡してください。

#### (1) 教育実習先に伝えるべきこと

- ①自身のこと（東京都立大学の学生であること、氏名、学年など）
- ②教職課程を履修しており教育実習の受入れを依頼したいこと
- ③出身校の場合は卒業した年度
- ④実習を希望する期間

《参考：実習校、期間に関する考え方》

取得希望免許	実習期間	実習先の学校種
中学校のみ	3 週間（単位：5 単位）	中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校のいずれか
高等学校のみ	2 週間（単位：3 単位）	
中学校・高等学校両方	3 週間（単位：5 単位）	

※実習先の学校種（中学校・高等学校・中等教育学校）は問いません（小学校は不可）。

※免許の種類により実習期間は決まっているのでご注意ください。

※在外教育施設（インターナショナルスクール等）については、学校により実習先に来ない場合があります。それらの学校を希望する場合は事前にご相談ください。

## (2) 手続きについて

手続きについて実習希望先から指定があれば、後日実施するガイダンスの際に教務課にお知らせください。

※手続きの締切期限が短いものについては個別に対応をしますので、下記連絡先にご連絡ください。

## (3) 東京都内の公立学校で教育実習を希望する場合について

### ①区市町村立中学校

中学校の場合、実習希望生が直接実習希望先と連絡をとることはできません。

また、原則学校の指定は出来ないのをご注意ください。夏頃から一括で手続きを行うこととなりますので、現段階で行っていただく手続きはありません。

### ②都立高等学校、都立中等教育学校、都立高校附属中学校

1 - (1) や (2) のとおり、2023 年度教育実習の申込期間が開始している場合は教務課教職担当にご相談の上、実習希望校に連絡をしてください。書類関係については 1 - (3) ①の区市町村立中学校と同様に、夏頃から一括で手続きを行うこととなりますので、改めてお知らせします。

## 2 各教科の指導法の履修について

本学の教育実習は、教育実習実施前年度までに実習を実施する学校種・教科と同一の「各教科の指導法（教育法）」の最低修得単位数（中学校：8 単位、高等学校：4 単位）を修得し終えている必要があります。単位が修得できていない場合は教育実習を履修できないのをご注意ください。

### 【担当】

教務課教務係 教職担当

kyosyoku@jmj.tmu.ac.jp